

資料  
紹介

インドの社会事業とその教育

新井文子

インドを構成する自然的・人文的諸条件は実に複雑多岐であり、且つ、そのコントラストに於ても極めて顕著なものがある。

北にパミール高原からヒマラヤに続く世界最大最高の山脈をめぐらし、そのふもとに起伏のない広漠とした沖積平野を展開させ、更にその南は大きな三角形のデカン高原となつてインド洋に突出しているこの国土（準大陸とも呼ばれる）は、その大きさにおいて、殆ど全西ヨーロッパに匹敵し、人口は世界総人口の約六分の一を占めてゐる。気候は季節風によつて統一されており、且つ、その自然環境の地域的差異は著しい。

人文的條件の差異も同様で、巨大な富豪と貧困な大衆、少教の知識階級と全人口の八八%にも及ぶ文盲の民衆、少教の近代的都市と大部分の昔ながらの農村等。更に、アフリヤからドラヴィダに至るまでのさまざまな民族、言語、複雑な宗教の差異、二千教百にも数えるカーストの存在等、列挙しただけでもインド社会の包蔵する問題の複雑性をうかがい知ることが出来る。

本稿では、そのようなインドに於ける社会事業の問題と欲求を、主にインド社会事業会議から出された「インドにおける社会事業」

を中心として紹介してみたいと思つる。

そして世界史の中に新しい意味をもつて登場して来たアジアの中の、一國としてのインドの社会事業理解への一助としたい。

(1) インドの自然と自然環境はインド社会にとつて基礎的な重要性をもつてゐるといわれる。

世界地理大系 5 「南アジア、アフリカ」一六一頁～一七四頁  
世界文化地理大系 10 「インドパキスタン」五頁～二四頁

(2) (5) と同書、九頁

(3) 世界文化地理大系 10 「前掲書」六頁

(4) インド憲法才三篇 基本的人権 参照

しかし、カーストの確立はヒンズウ教の所産であり、ヒンズウ教がなお、インドの「精神的風土」であるとすれば、バラモンを中心としてカーストが、社会生活の中に依然として残されてゐることも事実のようである。

(5) Indian Conference of Social Work, "Social Work in India and a Directory of National Social Welfare Agencies" 1952 Bombay.

1

**保健衛生** 一九五一年のセンサスによれば、人口は三億六千八百二十万人を数え、一九四一年から一九五一年の十年間に一三・四％の増加を示しているが、これに対して食糧生産高の増加はたつた三・四％にすぎなかつた。<sup>(1)</sup> 年々増大する人口のこの傾向は、死亡率の減少傾向と相まつて、インドにおける保健衛生方面に栄養失調という形で現われている。即ち、不充足且つ不適當な食物摂取は、瘧血病・くる病・夜盲症および骨質軟化症の蔓延を来し、且つ、あらゆる疾病への抵抗力を弱らせ、マラリヤ、チブス、結核、天然痘およびコレラ等の伝染病の猖獗を助長している状態である。

インドの人口の約八五％は農村居住者であるが、衛生状態は一般にこのましくなく、村にはもつとも初歩的な衛生設備さえも不足している。都市においても充分な下水や水道工事設備にかけ、スラムはインドの大きな町には皆発生している現状である。又、大都市の工業労働者の生活状態は不良で、ボンベイのような都市においては、換気が悪くきたなく且つ湿つた10フィート四方の一部屋に十人の家族が住んでいるのが普通のものである。

このような衛生および生活状態を、インド社会事業会議は「産業革命後、西欧諸国が直面した諸問題に、インドは峻厳な形で直面している」とのべているのであるが、インドにおける保健衛生の状態を乳幼児の死亡率の面からみると次のようである。即ち、乳幼児死亡数は千人につき一二七人（一九五〇年）で、日本の六十人（同年）にくらべて約二倍の率である。毎年生れる千二百五万人の乳児の中、生後一カ年間にその二五％が死亡し、千人の子供の出産に対して母親は、約二五人の割で死亡している状態である。<sup>(2)</sup> インド

における平均寿命は二七年であるにすぎない。<sup>(3)</sup>

又、収容を必要とするライ患者の概算は二五万人とされているが、ベッド数は一万五千にすぎず、結核患者は毎分一人の割で死亡している実情である。これに対して政府は目下長期計画で、国民二千人に医師一人、五百人に看護婦一人、四千人に助産婦一人にまで引き上げようとしているようであるが、現在、インドは国民六千三百人に医師一人、四万三千人に看護婦一人、六万人に助産婦一人の現状である。<sup>(4)</sup>

**貧困** 他のアジア諸国と同様に、インドにおいても土地配分の不均等が社会上経済上の基本問題となつていゝる。土地のない農民は一九四四年には、I・L・Oによつて六千八百万人と概算されているが、これに対して政府は土地配分の立法措置を講じつつある。しかしながら、「巨視的に見れば土地再配分の進行速度は著しく緩慢で、村落の有識地主層は文盲の農民を籠絡して、土地法をふみにじり、とくに南インドでは農民の三五％が土地をもたず、彼等の大部分が不可触賤民であるといわれている」というのが実状のようである。<sup>(5)</sup>

一方インドにおける失業者数は年々増加の傾向にあり、失業問題は大きな問題となつて來つた。しかも、失業者の数が農業から工業への人口移動を示すのであつたならばまだよいのであるが、現実は農村における潜在失業者の都市への移動を示すものではなく、逆に都市労働者の仕事につけなものの増加を示すもののものである。<sup>(6)</sup> ここにインドにおける失業問題の困難性が露呈されている。

更に現実における工場労働者および農民の生活は辛うじて生存基準をみたしているにすぎない状態のようである。インドにおける多

くの工業労働者はきわめて低い賃金水準で雇われており、生活がどん底にあるのであるから、これにどんな高い能率水準を期待しても不可能であり、低賃金労働は高価に支払われた労働であるという逆説がインドほど真実性のあるところほどどこにもない<sup>(15)</sup>とラクノウ大学のR・ムケルジー教授が述べているほどである。

又、インドにおける衣食の問題は大きな社会問題の一つである。ドクターK・H・カマは衣食を十二の型に分類してのべているが、衣食をする為に餓られ不具にされる児童の、福祉問題とともに、インドにおける衣食は結核、癩病、性病およびその他の伝染病を伝わさせるものとして公衆衛生上憂慮すべき問題であると言えよう。

無知 一九四一年のセンサスは人口の殆ど八八%が文盲であることを示している。一九五〇年における教育率は男子一五%、女子三%であるにすぎない。この教育率の低さは主に国全体の経済的貧困によるのであるが、女子の場合には更に社会的認識の低さと、インドにおける早婚の問題とがある。政府はこの状態に対処する為、「児童婚姻防止法」(一六歳以下の児童は結婚することが出来ないとする法律)等を施行することによつて極力防ぐことにとめている現状である。

一方インド政府は、現在インド社会の中核をなす文盲度の高い人々に對する成人教育に非常な努力をほらつてゐる。これによつて単に読み書きを教えるだけでなく、衛生、公民意識或いはその生活程度を高めるための具体的な知識などを教えようというわけなのである。

しかし長い植民政策により、インドの工業は発達がおくれ、農業生産力は低く、栄養失調が慢性化している現実に対して、インド政

府の努力がまずインドの経済的發展にそがれるのは当然であつて、教育行政の面では思うにまかせないというのが実状のようである。なお十年間をこえる大学教育をうけるための費用は二七億ルピー(一ルピー一七五円六十銭)とみつもられている。

無特權集團 インド独自のカースト(Caste)という社会制度はヒンズウの社会構造の根本的基盤をなして来たものであるが、それは大別して次の四つにわけられる。即ち、①祭祀を司るバラモン(ブラーマナ Brahmana) ②戦士階層(王もこの中に入る)たるクシャトリア(Kshattrya) ③商人階層のヴァイシヤ(Vaisya)および④普通、奴隸といわれるスードラ(Sudra)である。このカーストの社会的機能は、はつきりとした職業の区分とその世襲、結婚範圍の限定、異なるカースト間の食事の制限等に示されているが、インドにおいてはこのカーストの枠の中にも入ることの出来ない階層、即ち、アウト・カーストに属する階層が存在していた。彼等は汚い仕事に従事し、身も心も極めて劣等のもと考えられ、その体につれることは勿論、話を交すことさえ不浄とされて徹底的に嫌悪されて来たのである。ガンジーの偉大なる功績の一つは、この動物以下にとりあつかわれて来た人々をハリジャン(Harijan)―神の子の意味―と呼んで人間の列にまで引きもどすことに努力したことであると言われている。

現在インドには四千五百万のハリジャン又は不可觸賤民(Untouchables)と呼ばれるものと、それに加うるに二千五百万の種族が存在している。これら無特權集團は、インド憲法によれば、すべて法のもとに平等になつたのであるが、しかし一度うちたてられた社会生活を改めることは容易ではなく、これは社会事業家や行政官

の注意を特別に必要とする問題であるようである。

その他 インドに存する共同家族制度 (Joint family) いわゆる家族のいくつか集合した形) は一種の社会的経済的保障をその家族員に与える役割をはたして来ていた。即ち、その家族の老人、不具者、および無能力者達はすべてその家族内のいく人かの稼ぎ手によつて社会的保障をされて来たのである。しかし、近代経済と機械工業の導入がその結果としてこの大家族制の瓦解をもたらしした。一九五一年の人口調査によると、この共同家族制度は数の上でわずかながら減少していく傾向を示しているようであるが、この制度の瓦解は、とくに都市の地域において、老人、孤兒および精神的身体的に障害あるもの等の保障に関して新たな問題を提起しているようである。

又現在インドの歩んでいる工業化への道は、工業都市への労働者の季節的移動、大都市における男女の割合の不均衡、増加しつつある貧困と失業、更生施設の不足、および古い価値体系と生活様式の動揺をもたらししているようであり、婦人と児童に関する人身売買も取り上げられなければならない問題の一つとなつて来ているようである。

更に、国の分割の結果として一九四七年、パキスタンからインドに移つて来た約千二百万人の避難民の受け入れとその保障も大きな問題の一つとなつてゐる。

以上のべて来たようにインドの社会問題は非常に広範で且つ激しいものである。次にインドにおける社会的欲求をまとめて列挙してみよう。

- ①農村の再建
- ②健康と身体の適否
- ③基礎教育
- ④家族の福

社会事業教育特集

社：(一)母子福祉(二)青年の福祉 (三)レクリエーション (四)身体的精神のおよび社会的に障害のある者の保護 (五)種族の福祉 (六)社会的保護：(一)非行の処置と予防(二)犯罪の処置と予防(三)婦人および児童の人身売買の廃止 (七)福祉職員の訓練 (八)諸社会事業の調整と管理 (九)産業における福祉 (十)都市計画と住宅 (十一)社会保障法案 (十二)漸進的社会立法

- (1) Indian Conference of Social Work : 「前掲書」七頁  
なお、インドに於ては人間とともに養わなければならない膨大な動物の大量がいることを忘れてはならない。A. シーグフリ  
ード著「インド紀行」一三六頁〜一四一頁参照。
- (2) 世界地理大系7「世界統計」一五二頁
- (3) Indian Conference of Social Work : 「前掲書」七頁
- (4) " " " " 九頁
- (5) " " " " 八頁
- (6) 労働省婦人少年局「世界の婦人たちNo.6「印度」」一五頁
- (7) Indian Conference of Social Work : 「前掲書」八頁
- (8) " " " " 八頁
- (9) " " " " 一二頁
- (10) アジア問題調査会「アジア問題」一九五三年十月号五二頁
- (11) Indian Conference of Social Work : 「前掲書」七頁
- (12) アジア協会「アジア問題」一九五五年九月号 一二三頁
- (13) アジア協会「前掲書」四八頁〜四九頁参照
- (14) アジア協会「前掲書」四七頁
- (15) 「週刊朝日」昭和三十年九月十一日号及び十月二日号「印度および印度人」参照

社会事業教育特集

- (16) Indian Conference of Social Work : 「前掲書」九頁
- (17) " " " 九頁
- (18) 世界地理大系7 「前掲書」一五五頁
- (19) 労働省婦人少年局 「前掲書」七頁、八頁
- (20) Indian Conference of Social Work : 「前掲書」十頁
- (21) " " " 十頁
- (22) インド憲法才三編・才四編参照
- (23) 世界文化地理大系10 「前掲書」九六頁
- (24) Indian Conference of Social Work : 「前掲書」十一頁
- (25) " " " 十二頁、十三頁

II

インドに於ける社会事業と国家 インド憲法はその「第四篇国家政策の指導的原理」の中に社会福祉に関する国家責任に関して、「第三十七条 本篇に含まれる規定は裁判所により強制することはできないが、そこに示される原則は国の統治の基礎をなすものであつて、法律を制定するにあたりこれら原則を適用することは国家の任務である」とまずその原則をかけた、第三十八条から第四十七条にわたつて次のように規定している。

第三十八条 国家は社会秩序をできるだけ有効に確保し、国民生活のすべての施設に社会的経済的政治的正義を鼓吹し国民の福祉を増進するに努めねばならない。

第三十九条 国家は特に次の事項を確保する政策を指示しなければならない。

(a) 男女公民が平等に適正な生活手段に対する権利をもつこと。

(a) 社会の物質的資源の所有及び管理が公共の福祉に最も適するよう配分されること。

(b) 経済制度の運営が公共に有害な富及び生産手段の集中を来さないようにすること。

(c) 男女の均等な労働に対しては均等の給与を支払うこと。

(d) 男女労働者及び幼年児童の健康と体力が濫用されず、公民が経済的必要に迫られその年齢、体力に相應しない職につくことのないようにすること。

(e) 児童及び青年を搾取及び精神的物質的自棄から保護すること。

第四十条 国家は村落五長老合議制を組織し、これが自治単位としての機能を果たすに必要な権限を与える措置をとらねばならない。

第四十一条 国家は、その経済的能力及び発達の限度内において、労働、教育の権利及び失業、老年、疾病、不具その他不当な欠点にあるものの公共扶助に対する権利を確保するに有効な規定を設けなければならない。

第四十二条 国家は正当且つ人道的労働条件及び母性救済につき規定を設けなければならない。

第四十三条 国家は、適当な立法、経済組織その他の方法により、農工業その他すべての労働者に対し、ほどよい生活水準、閑暇及び社会的文化的機会の完全享受をなすに足る労働、労働条件、生活賃銀を保障するに努め、特に国家は農村における個人若しくは協同組合による家内工業の振興に努めなければならない。

第四十四条 国家はインド領内を通じ公民に単一の民法を確保するに努めなければならない。

第四十五条 国家は、大憲法施行後十年内に十四歳までの全児童

に対し無料義務教育を与えることに努めなければならない。

第四十六条 国家は国民の弱小層、特に姓階及び指定種族の教育的経済的利益を特別の配慮を以て促進し、社会的不正及び一切の形式的の排取よりこれを保護しなければならない。

第四十七条 国家は国民の栄養水準の向上及び公共保健の改善を至上義務の一つとしなければならない。特に国家は、医療上の目的を除き保健に有害な酒類麻薬の消費を禁止するに努めなければならない。

インド中央政府は保健、労働、教育および避難民の問題等に関する法律を以上のような根本方針のもとに制定しているのである。しかし、インドにおける社会福祉立法と社会福祉に対する政府責任について論ずる時には注意しなければならないことがある。それは中央政府から出される法律の中には施行日時が明記されていないものや、その法の勧告に必ずしも従わなくてもよいものもあるということである。即ち、各州の事情とにらみあわせてそれを実行に移すという自由裁量の余地が存在するということは注意を要する点であると思う。

又、インド中央政府には、社会福祉に関する専任の大臣および省は存在しない。文部、保健、労働、農業等の各省がいくつかの重大な社会事業をそれぞれとりあつかつており、パキスタンの分離のために生じた緊急事態に対しては避難民の救済のために特別な省が出来ている。又、国務大臣に從属するものとしては種族の福祉に関する委員会があり、更に経済的社会的福祉に関する資源およびその計画の全般的な評価に関する計画委員会が政府の中に出来ている。

次にこれを各、州政府についてみてみよう。各州政府は、農村の

社会事業教育特集

再建、協同、種族福祉および児童福祉に特別な考慮をはらつていようであるが、文部、更生、(rehabilitation)、保健、労働、家庭、娯楽、ハリジャンおよびおくれた階層の福祉等の各部門にそれぞれ社会事業をゆだねている。州によつて適用されている法律はことなつていのであるから、各州によつて行われる政策は州によつてまちまちであり、その基準と内容には大きな変化がみられる。しかし、種々な社会福祉分野における各州の関心、および社会活動に關する欲求は次のようであるといえよう。

- (1) 目的の指示 (2) 漸進的社会立法への対応 (3) モデル計画の提示
  - (4) 資源の集取と分配 (5) 指導者の養成と訓練 (6) 調査の後援
- (7) 全州的規模における社会事業調整のための適当な機関の創設
- インドにおける民間社会事業 ソーシャル・ワーク、ソーシャル・サーヴィスという言葉はインドにおいては非常に広い範囲の活動をさしている場合が多い。どんなに小さくても又未組織的であつても、愛他的であるか或いは他人を又は動物をさえも助けるのを目的としていられるものであればそれは社会事業と呼ばれるのである。だから、インドにおける民間社会事業といつても巾が広く、一個人によつて資産を与えられた小さなものから、全国にわたる公的組織をもつた社会事業にいたるまで実にさまざまである。そしてそれらは環境と資源の許すかぎり、インドにおける広範で且つ深刻な社会的欲求の殆どすべてを処理しようとしているのである。
- ① 宗教団体による福祉事業 インドにおける宗教団体の中、保健および福祉の事業を行なつていられるものはパーシー、ヒンズウ、回教、キリスト教、ユダヤ教等であるが、これらの宗教団体はそれぞれ学校、孤兒院(Orphanage)レクリエーション・センターおよび病院

等を経営している。そしてこれらの施設の中には専門のワーカーをやとい、非常に高度の設備をもつているところもある。

②外国宣教師団による事業 インドにおける外国宣教師達は多くの社会福祉施設、病院および教育施設に手を出しそれを発達させたが、それらの施設はインドにおいては最上の部類に属するものである。

③ガンジー派の社会事業 ガンジーの有名な十四の点<sup>(3)</sup>に関する建設プランの強調するところは、地域社会集団の自給自足を発達させることにあつた。そして各々はそれぞれの集団の中に福祉事業をもち、その地域社会のメンバーはみんな参加することが出来るのである。ガンジー派の社会事業団体は、地方福祉、婦人と児童の福祉、社会教育および無特権集団の福祉の分野においてガンジーの主張した線にそつて事業を行なつてゐる。

④国際的な社会事業組織 国際的な組織としては赤十字、救世軍、YMCA、YWCA、ボーイスカウト、ガールガイドス、聖ヨハネ野戦病院、Ramkrishna 伝道団、フレンド奉仕団等があるが、これらは教育、保健、児童福祉、青年福祉等の分野に活躍している。

⑤一般インド人の社会事業 地方においては人道主義的理想によつて個人および集団が社会事業施設をつくりあげている。そして、それらの多くは進歩的な線<sup>(4)</sup>で運営されており、その地域社会の欲求をみたしているのである。この先駆的民間の努力は低く評価することとは出来ない。これらはしばしば社会思想および地方の活動に強い影響をもつような新しい傾向や運動の中心でさえあるのである。

⑥工場における福祉 インドにおける労働組合はしばしばよみ書

き、成人教育、工場住宅およびその他の労働者福祉事業を後援しているが、まだまだ賃銀闘争の段階である。労働組合は一般に政党によつて影響されているのでその福祉活動も政治的意味合いをもちやすいようである。又雇用者側においては、法律によつて労働者のための最少限度の福祉設備が要求されているが、その実現はまだまだという段階のようである。

(1) インド憲法才四編および Indian Conference of Social Work ; 「前掲書」十三頁〜十五頁参照

(2) Indian Conference of Social Work ; 「前掲書」十九頁参照

(3) " " " " 二八頁参照

III

以上述べて来たような広範且つ深刻な社会問題をもつインド政府は、国民の一人一人の福祉を増進する国家の建設をその目標としてうたつていたのであるが、一般に、インドにおいては社会の改革や福祉に興味をもち、理想主義的市民精神をもつた人々<sup>(5)</sup>はみな社会事業家として考えられ尊敬されている。そして専門的に訓練された有給のケースワーカー達はごく最近みとめられて来たにすぎない。しかし専門的訓練をうけた社会事業家の必要性は、国家および民間機関をして、専門家養成のための正規および短期間のコースを提供させている。

インドにおける社会事業教育機関は一九三〇年代にはたつた一つであつたが、四〇年代に入つて五つ加わり、五〇年代では一九五四年までにすでに新しく五つ出来ている。

現在、インドには専門的、社会事業教育機関は十一存在し、それら

は大體、大学院程度のコースを提供しているのであるが、修士の学位を与える機関は現在の処<sup>(4)</sup>である。以上の外に短期間の社会事業家養成コースが、政府および民間社会事業機関によつていくつか行われている。

専門的社会事業教育機関のうちでもつとも古いタタ学園(社会科学)は第一次大戦後の世界経済恐慌とガンヂー等の民族運動激化の中に一九三六年五月タタトラストによつてつくられたものである。タタ学園創設の目的は、インドにおける公的及び私的社會事業を行うための準備として専門的社會事業教育を提供し、且つ社会思想家を啓蒙し、社会的分野における有能な指導者を育てることにあつたのである。

次に、タタ学園で提供している教育内容を紹介し、インドにおける社会事業教育についての参考に供したいと思ふ。

タタ学園の入学資格としては二二歳から三五歳までの男女で、心理学、経済学、社会学又は政治学等の学位をもつ大学課程修了者であること、および健康で社会事業に適した人であること等が要求されている。期間は二年半で、社会事業行政に関する卒業証書が与えられることになる。教授陣は、専任教授六人、講師五人、専任のフェイルド・ワークのスーパーヴァイザー四人と二人のフェイルド・ワークのスーパーヴァイザーの講師及び専任調査助手一人(以上一九四九年)からなつてゐるが、教授はすべて社会事業或いはその関連分野の資格をもつてゐる人々である。二年半の期間は五期に分れていて、第三期までに開かれるコースは全学生必修であり、あとの二期はそれぞれ専門分野のコースをおさめることになつてゐる。そして全期間を通じて理論に千時間、実習に八百時間が費やされる。

社会事業教育特集

一、理論

- 第一期 準備科目 (Pre-professional courses)
- 社会学概論 (Introduction to sociology)
- 社会の起源 (Social origins)
- 社会心理学 (Social psychology)
- 社会経済学 (Social economics)
- 社会病理学 (Social pathology)
- 児童心理学 (Child psychology)
- 医学知識 (Medical information)
- 第二期及び第三期 基礎課程 (Basic courses)
- 社会事業概論 (Fields of social work)
- インドに於ける社会問題 (Indian social problems)
- インドに於ける労働階層 (Indian working class)
- 人間行動の変化 (Dynamics of human behaviour)
- 児童の行動及び人格の失調 (Behaviour and personality disorders of children)
- ケースワーク I 及び II (Social casework I and II)
- グループ・ワーク (Social group work)
- コミュニティ・オーガニゼーション (Community organization)
- 社会事業行政 (Administration of social work)
- 広報活動 (Public relations)
- 法律と社会事業 (Law and social work)
- 栄養 (Nutrition)
- 生活水準と家計 (Standards of living and family budgets)
- 社会統計学 (Social statistics)



社会調査の方法 (Methods of social research)

第四期及び第五期

次にのべるものうちどれか一つを専攻する。

○産業関係と人事管理 (Industrial relations and personnel management)

インドに於ける労働問題 (Indian labour problems)

インドに於ける産業 (Indian industries)

労働組合 歴史 構造及び機能 (Labour unions, history, structure and functions)

労働立法 (Labour legislation)

労働争議と団体交渉 (Industrial disputes and collective bargaining)

労働福祉行政 (Labour welfare administrations)

産業における人間関係 (Human relation in industry)

人事管理 (personnel management)

産業心理学 (Industrial psychology)

産業と保健衛生 (Industrial health and hygiene)

労働セミナー (Labour seminar)

労働問題研究ワークショップ (Labour study workshop)

○公的福祉行政 (Public welfare administration)

国と社会事業 (State and social work)

社会立法 (Social legislation)

社会保険 (Social insurance)

公的福祉行政 (Public welfare administration)

住宅政策 (Housing administration)

労働と国の関係 (State in relation to labour)

失業と職業安定事業 (Unemployment and Public employment service)

施設経営 (Institutional administration)

経理概論 (Principles of accounting)

高等社会統計学 (Advanced social statistics)

公的福祉に関するセミナー (Seminar in public welfare)

○家族及び児童福祉 (Family and child welfare)

児童及び青年の欲求 (Needs of children and adolescents)

障害児童 (Handicapped children)

少年非行と少年処置 (Juvenile delinquency and its treatment)

養児保護 (Foster-care of children)

高等児童精神医学 (Advanced child psychiatry)

児童と国家 (The child and the state)

児童福祉のセミナー (Seminar in child welfare)

家族の社会学 (Sociology of the family)

結婚及び家族の問題 (Problems of marriage and the family)

複雑なケースワーク (Advanced social casework)

ケースワーク查察指導 (Casework supervision)

高等精神医学知識及び精神衛生 (Advanced psychiatric information and mental hygiene)

高等成人精神医学 (Advanced adult psychiatry)

○医学及び精神医学分野における社会事業 (Social work in medicine and psychiatry)

medical and psychiatric settings)

複雑なケースワーク (Advanced social casework)

ケースワーク 査察指導 (Casework supervision)

疾病の社会的及び感情的要素とその保護 (Social and emotional

Components of illness and its care)

精神身体医薬 (Psychosomatic medicine)

高等成人精神医学 (Advanced adult psychiatry)

高等児童精神医学 (Advanced child psychiatry)

高等精神医学知識と精神衛生 (Advanced psychiatric informa-

tion and mental hygiene)

医学施設における社会事業 (Social work in medical settings)

精神医学施設における社会事業 (Social work in psychiatric

settings)

### 二、現場実習

第二期の初めから第五期のおわりまでに各々の学生は訓練された

経験のある査察指導者の指導をうけながら現場訓練をうける。

第二期及び第三期

一週十二時間割当てられ、全学生はすくなくとも一学期の間、

ケースワーク、サーヴィスをしている機関で訓練をうける。

第四期及び第五期

学生の専攻する分野の事業の機関で現場実習を受ける。そして一

週につき最低十二時間から最高十八時間要求されている。

三、調査

卒業証書授与の為には、各々学生の専攻する分野において、教授

### 社会事業教育特集

般にそれは第一年月のおわりに始められ、出来上った時は学部卒業論文の形で提出される。

(1) United Nations ; International Directory of Schools of Social Work. 1954

(2) " "

(3) United Nations ; Training for Social Work ; an International Survey. 1950. p. 168~171.

(4) " " p. 168~171.

註 一九五五年十月に、E.C.A.F.E.C.の一部局として社会事務班 (Social Affairs Unit) が出来た。この班は、極東に関する社会政策、人口、社会開発、社会防衛、地域の都市田園計画、家族及び児童福祉、福祉関係職員等の訓練等の事務を取扱う。この部局の班長事務取扱は Miss Evelyn Rauch である。

◇ 本稿で使用した主なる資料は育成園園長本学講師、松島正儀氏からその御好意により拜借したものです。

又、講座科目の翻譯等に関しては本学講師、早崎八洲氏の御指導をいただきました。

深く感謝申し上げます。